

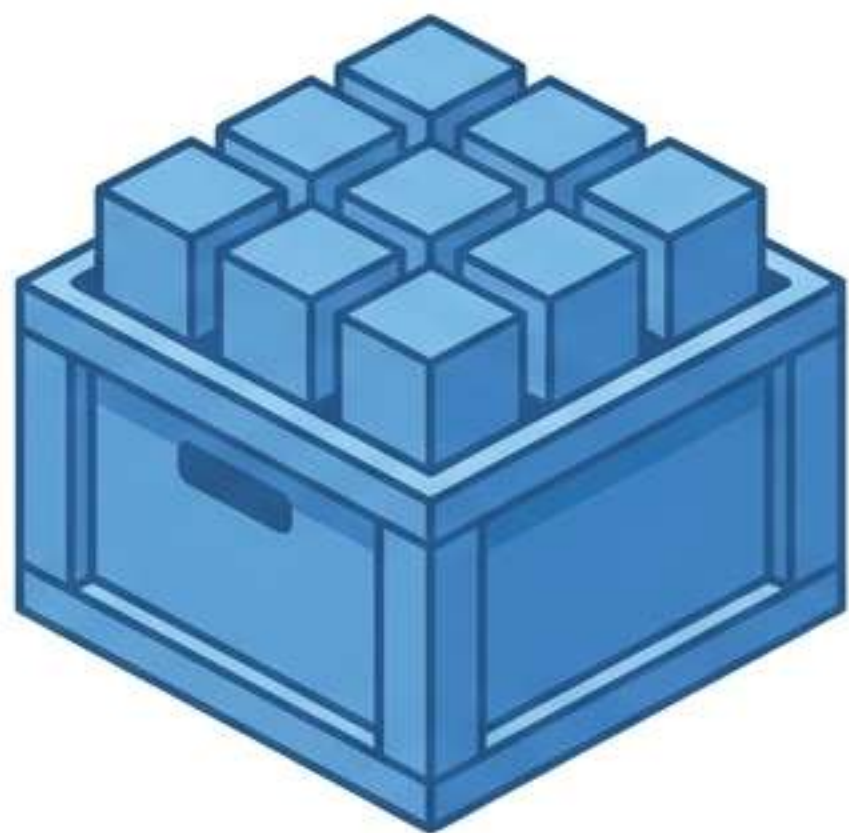


令和8年度 改正ポイント

介護予防・日常生活支援総合事業

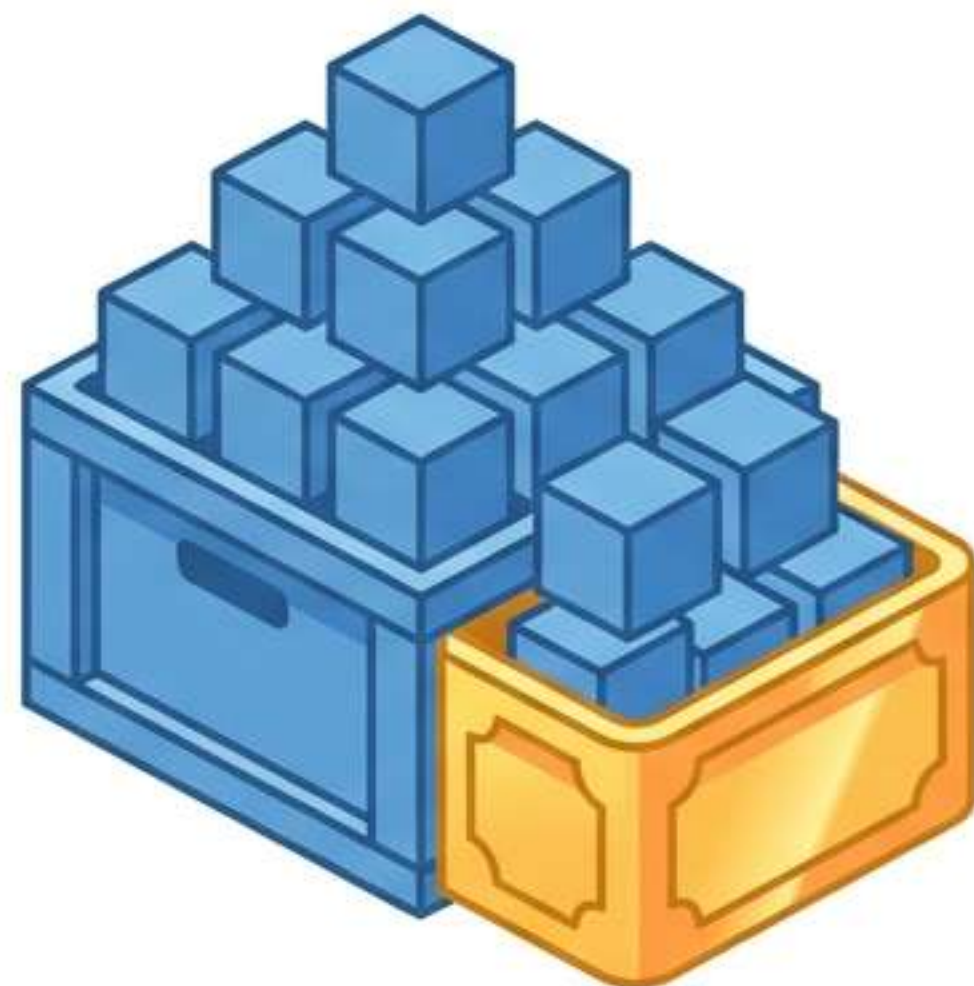
交付金上限額の取扱いの見直し

総合事業費には「上限」があります



原則の上限額

決められた範囲内で事業を実施することが基本です。



例外（上限超過の承認）

特別な理由で費用が上限を超える場合、個別協議により追加の額が認められます。

超過が認められる主なケース

個別協議の対象となるのは、以下の事情がある場合です。



災害による
利用者の増加



新たなプログラム
の実施



75歳以上人口
の変動



小規模市町村での
人材活用



介護職員の
賃金引上げ

令和8年度の最大の変更点

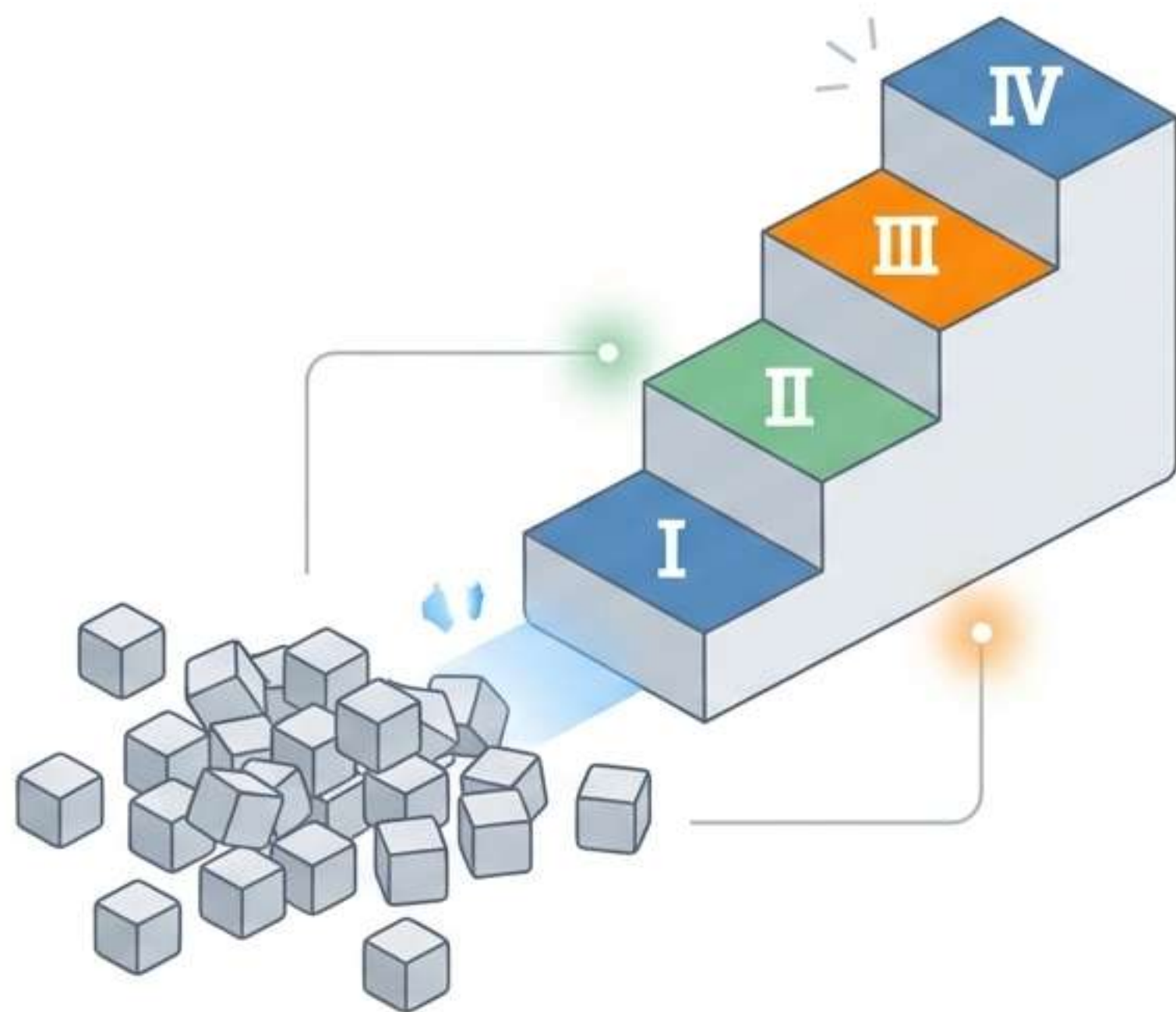


**「介護職員等の処遇改善」に関する
上限超過額のルールが変わります。**

令和8年の報酬改定に伴い、新しい「介護職員等処遇改善加算」に合わせた計算率が適用されます。

新しい処遇改善加算の適用

令和8年6月1日以降



第一号訪問事業

処遇改善加算 I～IV の新体系へ

第一号通所事業

定員規模 19人以上 / 19人未満
に応じた新体系へ

第一号介護予防支援事業

新たな加算率の適用

訪問事業の新しい加算率

支給額に対して、以下の率を乗じて超過額を算出します。



加算(Ⅰ)イ：**70** / 270

加算(Ⅰ)ロ：**87** / 287

加算(Ⅱ)イ：**70** / 249

加算(Ⅱ)ロ：**87** / 266

加算(Ⅲ)：**70** / 207

加算(Ⅳ)：**70** / 170

通所事業・予防支援の新しい加算率

通所事業（定員19人以上）

加算(Ⅰ)イ：
40 / 111

加算(Ⅱ)イ：
40 / 109



通所事業（定員19人未満）

加算(Ⅰ)イ：
46 / 117

加算(Ⅱ)イ：
46 / 115



第一号介護予防支援事業

処遇改善加算：**10 / 10**

個別協議のタイミング



交付申請時（事前協議）

新たなプログラムの実施

75歳以上人口の変動

小規模市町村

効果的な事業の実施



実績報告時（事後協議）

災害による利用者の増加

**介護職員の賃金引上げ
（※今回の対象）**

複数の理由で協議する場合

事前と事後を組み合わせる際のルールです。



1 事前協議の選択

1

原則として1つの年度で「1つの理由」に限られます。

2 上限額の調整

2

複数の事後協議を合算した額が「実際の上限超過額」を上回る場合、実際の超過額が承認額となります。

自治体担当者の 対応ステップ



1

状況の把握

令和8年6月以降の新しい「処遇改善加算」の枠組みを事業所と共有する

2

超過見込みの確認

賃金引上げ措置により、事業費が原則の上限額を超えるか試算する

3

個別協議の準備

実績報告時に「事後協議」として適切な加算率で申請を行う準備をする